

公共建築物の木質化推進基準

建築物の用途	内装等の木質化を行う主たる箇所
庁舎（研修所等を含む）	居室（事務室、幹部室、応接室、会議室、講堂、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
学校（校舎、セミナーハウス）	居室（教室、職員室、進路指導室、音楽室、図書室等）、玄関、廊下の壁面及び床
体育館	床、壁面、付帯設備（更衣室、トイレ等）の壁面
文化施設（図書館、美術館、博物館等）	居室（各種展示室、資料室、図書室、研修室、会議室等）、廊下、ロビーの壁面
公会堂、集会場、観覧場	居室（講堂、会議室、研修室等）、廊下、ロビーの壁面
病院、診療所	居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
社会福祉施設	居室（リハビリ室、図書室、研修室、面談室、娯楽室、入所者室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
共同住宅（村営住宅等）	主たる居室、玄関、廊下の壁面及び床
宿泊施設	居室（宿泊室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面及び床
展示場、飲食店、物品販売所、観光施設	各種展示室、店舗等の壁面
試験研究機関	居室（事務室、幹部室、応接室、会議室、研究室等）、廊下、ロビーの壁面

※建築基準法、消防法等の法令及び各種指針で内装制限がある場合を除き、可能な限り木質とする。